

日時：平成 27 年 5 月 26 日（火）13 時 27 分
場所：農林水産省 第 3 特別会議室

水産政策審議会資源管理分科会 第 7 1 回議事録

水産庁漁政部漁政課

水産政策審議会第71回資源管理分科会

1 開会、閉会の年月日・時刻

開会 平成27年5月26日(火)13時27分

閉会 平成27年5月26日(火)14時44分

2 出席した委員の氏名(敬称略)

委員 亀岡洋一 鈴木徳穂 長瀬一己 三木奈津子
山川卓 山下東子

特別委員 加澤喜一郎 川越一男 佐矢隆 白石嘉男
高橋健二 千葉康則 濱田武士 本間新吉
谷地源士郎 横内武久

3 水産庁側出席者

枝元資源管理部長 長谷増殖推進部長 菅家企画課長
木島管理課長 黒萩漁業調整課長 太田漁場資源課長
加藤資源管理推進室長 板倉増殖推進部参事官

4 議 事

別紙のとおり

目 次

1	開 会	1
2	議 事	1
	【諮問事項】	
	諮問第 253 号 海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第 3 条第 7 項の 規定に基づく基本計画の検討等について	1
	【報告事項】	
	第 1 種特定海洋生物資源の採捕数量について	19
	【その他】	20
3	閉 会	20

○管理課長 若干まだ定刻には満たないんですが、委員の皆様方、おそろいでございますので、ただ今から第71回資源管理分科会を開催させていただきます。

私、本日の事務局を務めます管理課長の木島でございます。よろしくお願いいたします。

本日の会場は、委員の皆様方の前にマイクが設置されておりません。御発言の際には事務局のほうでマイクをお渡しいたしますので、挙手をいただきまして、それから御発言をお願いいたします。

それでは、委員の出席状況について御報告いたします。

水産政策審議会令第8条第3項で準用する同条第1項の規定により、分科会の定足数は過半数とされております。本日は、資源管理分科会委員9名中6名の方が御出席でございます。定足数を満たしておりますので、本日の資源管理分科会は成立いたしております。

では、次に配付資料の確認をさせていただきます。

お手元の封筒の中の資料でございますけれども、まず、議事次第がございます。それから資料一覧、また資料1、2、3という資料が入っておりますが、漏れ等はございませんでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、報道関係のカメラ撮りはここまでとさせていただきますので、撮影の方はここで御退席をお願いいたします。

それでは、山川分科会長、よろしくお願いいたします。

○山川分科会長 本日は、御多用のところ御参集くださりましてありがとうございます。

では、早速ですけれども、座って議事に入らせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

本日は、諮問事項が1件、報告事項が1件ですけれども、TACにつきましては期中改定と、それから3魚種の当初設定がございます。このように、本日は御検討いただく議題がたくさんありますし、また、この分科会の後に次の御予定がある委員さんもいらっしゃるかと伺っておりますので、議事進行への御協力をよろしくお願いいたします。

なお、本日審議いたします諮問事項につきましては、水産政策審議会議事規則第10条第1項の規定に基づき、資源管理分科会の議決をもって審議会の議決となりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、諮問第253号「海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第3条第7項の規定に基づく基本計画の検討等について」ですけれども、御検討いただく内容が、26年漁期、今漁期ですけれども、そのズワイガニのTACの期中改定と、それから来漁期、27年漁期のサンマ、マサバ及びゴマサバ、それからズワイガニの当初TACの設定に分かれております。一つ一つ進めたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

まず、26年漁期のズワイガニのTACの期中改定について、事務局から資料の御説明をよろしくお願いいたします。

○管理課長 まず、諮問文を読み上げさせていただきます。

水産政策審議会

会長 山下 東子 殿

農林水産大臣 林 芳正

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第3条第7項の規定に基づく基本計画の検討等について（諮問第253号）

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号）第3条第7項の規定に基づき、海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画（平成26年11月26日公表。以下「基本計画」という。）に、別紙の変更にかかる検討を加えたいので、同条第8項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

また、審議の結果、別紙のとおり基本計画を変更する必要がある旨の意見が得られた場合には、同条第7項の規定に基づき、基本計画を変更することとしたいので、同条第9項において準用する同条第4項の規定に基づき、併せて貴審議会の意見を求める。

以上でございます。

それでは、資料2の別紙2、基本計画の新旧対照表をお示ししておりますが、具体的な内容についてはそれぞれ資料を用いて御説明いたします。

まず、資料2-1をごらんいただきたいと思います。

今回の諮問に関係するところをオレンジ色でマーカーしております。ごらんとおり、内容が26年漁期と27年漁期の2つに分かれておりますので、まず26年漁期のオホーツク海におけるズワイガニ漁獲可能量の期中改定について御説明いたします。

1枚めくりまして資料2-2をごらんいただきたいと思います。

今回の期中改定は、D海域と呼ばれますオホーツク海のズワイガニの漁獲可能量を増枠するものでございます。オホーツク海のズワイガニは、その大部分がロシア側にあるまたがり資源でございます。これまで、過去の漁獲実績をもとに漁獲可能量を決定しております。

この期中改定の方法につきましては、参考資料の2、若干ページをめくっていただきたいんですが、最後のほうの資料3の前についておりますけれども、参考資料2としてお配りしておりますTAC期中改定のルールをごらんいただきたいと思います。1ページ目にケース1、2、3と3通りの場合をお示ししておりますが、今回はケース3、主たる生息

域が外国水域にある資源の漁獲可能量改定によるものでございます。

1枚めくっていただきまして、3ページ目の後段にケース3の具体的な考え方といたしまして、オホーツク海のまたがり資源について、我が国水域への大量な来遊が認められる場合には、直近数カ月の漁獲等を参考にしながら追加配分を行うこととしております。

本年のオホーツク海、D海域における沖合底引き網漁業のズワイガニの漁獲実績、これは、資料2の3ページをごらんいただきたいのですが、今年の沖底のズワイガニ漁獲実績、今後の漁獲の見込みにつきましては、グラフの赤い線、点線で示しておるように、本年2月からの漁獲が例年よりも非常に多い状況にございます。このまま6月までよい状況が続きますと、最終的には漁獲数量が500トンを超えるという状況が推定されるわけでございます。今漁期のズワイガニの大臣管理漁業のD海域の配分は375トンでございますので、この推計をもとに、今回130トンを追加配分し、505トンとするものでございます。

なお、知事管理分につきましては変更いたしません。これは関係業者間の合意文書にございますものですから、知事分は固定をするということでございまして、変更は一致するものではございません。

26年漁期のオホーツク海におけるズワイガニの漁獲可能量期中改定については以上でございます。

○山川分科会長 資料の2-2ですね。2-2の3ページ。

○管理課長 2-2の3ページです。

○山川分科会長 26年漁期のズワイガニですけれども、オホーツク海またがり資源ということで、130トン増枠したいということですので、御意見、御質問等ありましたらよろしくお願いいたします。

よろしいでしょうか。

特に御意見等ございませんでしたら、原案どおり承認してよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○山川分科会長 では、異議がないようですので、そのように決定いたします。

次に、27年漁期のサンマ、マサバ及びゴマサバ、それからズワイガニのTAC設定について御議論いただきますけれども、まず、これらの魚種の資源状況について御紹介いただいた上で御質問を受けまして、その後、TACの設定について一つ一つ進めたいと思います。

では、事務局から資源状況に関する資料の説明をお願いいたします。

○漁場資源課長 漁場資源課長の太田でございます。

資料は2-5、タイトルが「サンマ、サバ類、ズワイガニ資源の概要」というものがございまして、それをごらんください。

1枚めくっていただきますと、まずサンマの資源評価のダイジェスト版がございまして、これにつきましては前回の分科会で説明をしておりますので、今回はちょっと簡単にさせていただきます。

1枚めくっていただきまして2ページの右上のグラフでございますけれども、資源の動向は横ばいで、資源水準は中位ということになっております。ただし、3つございますグラフの左上を見ていただければわかりますように、青い点線が資源量でございますが、近年の5年で見るとおおむね横ばいなんですけれども、より長期に見ると減少傾向にある。赤が漁獲割合ですが、これは資源の傾向と反して上昇傾向にあるということでございます。その下のグラフは親魚量でございますけれども、これも長期的に見ると減少傾向にあるということでございます。

このような状況を踏まえて、かつ今年から新たに親子関係を使った、新しい、より精度の高い資源評価方法を用いました結果、2ページの下にあります表がございますが、漁獲シナリオとしましては、サンマの持続的利用を確保するためには、この2つのシナリオがあるということでございます。去年のABCが66万トンでございますので、それに比べればかなり減っておりますけれども、これはさっき言いましたような理由でこうなったということでございます。

2つのシナリオ、厳密に言うと1つなんですけれども、親の量を今後維持していくためには、ABCは39万3,000トン以下にするということでございます。その下のシナリオとしては、これはいろいろ不確実性がございますので、より予防的な措置としては80%ぐらいに抑えることが望ましいだろうというシナリオでございます。これがサンマの資源評価でございます。

次の資料でございますけれども、マサバの太平洋系群というものがございます。

まず1ページ目、左の真ん中ほどにマサバの太平洋系群の分布域、産卵場、索餌場の図がございますので、大体どの辺にいるかというのがおわかりになると思います。

それで、左下のグラフでございますけれども、漁獲量と、あと努力量、CPU Eとありますけれども、棒グラフを見ていただければわかりますが、過去には100万トン以上とれた時期もございましたけれども、近年は20万トン前後で推移しているということでございます。

1ページめくっていただきまして、右上の図でございますけれども、資源の状況としては、水準は低位ですけれども、傾向としては増加傾向だということでございます。

それで、その下に2つ黄色いグラフがございますが、左側は全体の資源量を表したグラフでございますが、その青い線が資源量なんですけれども、近年非常に増加していることがわかると思います。右側が親の量なんですけれども、これが増加してきたんですけれども、一時的に減ってしまって、中位と低位の境界線、これはB l i m i tと言います、これより下がったら回復措置をとらなければいけないという線なんですけれども、このB l i m i tの45万トンを下回ったために低位というふうに位置づけております。ただ、これから親になる未成魚の資源量が非常に増えておりますので、近い将来、この親の量も、このB l i m i tを超えることは確実だろうというふうに考えております。というわけで、資源的にはこのサバの太平洋系群につきましては心配はないというふうに考えております。

それで、管理方策ですけれども、同じページの下のほうに表がございますが、幾つかシナリオがございます、まずは一番上が現在の漁獲圧を維持するというので、これが42万1,000トン。その下が予防的措置ということで、0.8を掛けた数字になっております。3行目が親魚量を安定的に増大させるというシナリオで、これが48万5,000トン、その下が予防的措置になっております。

次のページに行っていただきまして、3つ目のシナリオが親魚量ですね。先ほどではないですけれども増大させるというシナリオで、その下が予防的措置になっております。

そして、同じページの3ページの左下に2つグラフがあって、左側を見ていただきますと、各シナリオによって今後資源量がどういふふうに変わっていくかというのがわかるようになっております。例えば一番上の現在の漁獲活動をやった場合は、かなりの勢いで増えていくということがわかるようになっております。

マサバの太平洋系群については以上のとおりです。

めくっていただきまして5ページでございますが、今度はマサバの別の系群の対馬暖流系群というものについて説明させていただきます。

5ページの真ん中の左側に、マサバの対馬暖流系群の分布域、産卵場、漁場の図がございます。

同じ5ページの左下でございますけれども、漁獲量のグラフがございます、これも過去40万トンを超えたことがありましたけれども、近年は大体10万トン前後で推移しているということでございます。

1ページめくっていただきまして、資源の状況でございますが、右上の図にありますように低位で減少傾向ということでございます。

真ん中に幾つかグラフがございますけれども、上のほうが資源量のグラフでございます、資源量自体は最近横ばい傾向にあるんですけれども、その下の親魚量のほうを見ると、いわゆる先ほど申し上げましたけれども、B l i m i tと言われるところを親魚量が下回って近年推移しているということで、低位にあるという判断をしております。ということで、これについてはそれなりの回復措置が必要ということになるわけですけれども、管理方策については、同じ6ページの下表がございますけれども、親を増大させるというシナリオを幾つか示しております。最初のシナリオは、親魚量の増大ということで13万5,000トンで、2段目がその予防的措置。2つ目のシナリオが、同じような親魚量の増大ですけれども、考え方が若干違っております、これだと15万1,000トンで、その予防的措置が12万9,000トンで、3つ目が5年でB l i m i tを回復させるという親魚量の増大シナリオで、これだと18万3,000トンで、その次のページに行きますけれども、予防的措置が16万トンという形になっております。

次に、めくっていただきまして9ページですけれども、ゴマサバの太平洋系群について説明させていただきます。

9ページの真ん中の左にゴマサバの分布域と産卵場が載っております。

左下に漁獲の動向、漁獲量の推移が載っておりますけれども、近年、比較的安定して推移しております。

1 ページめくっていただきまして10ページでございますが、ゴマサバの太平洋系群につきましては、右上の図ですけれども、資源は高位で横ばいというふうに考えております。

その下に3つグラフがありますけれども、左上のグラフは全体の資源量をあらわすグラフで、青い線を見ていただければわかりますように、近年高い水準、かつ長期で見ると増加傾向、近年で見るとほぼ横ばいということになっております。その下、右下の親魚量につきましても、B l i m i t は3.8万トンなんですけれども、それをはるかに超えるレベルで親の量も推移しているということでございます。

ということで、ゴマサバの太平洋系群につきましては、資源的には問題はないということで、幾つかシナリオを提示しておりますけれども、10ページの下の方ですが、現状の漁獲圧の維持ということで17万5,000トン、その予防的措置が14万6,000、親魚量を高水準で維持というのが3段目ですけれども、これが20万9,000トン、その下が親魚量をB l i m i t 以上で維持して漁獲量の増加も期待できるというものが28万3,000トンで、同じく、その下が親魚量B l i m i t 以上で維持、漁獲量の増加ということですのでけれども、0.8を掛けた予防的措置ということで24万2,000トンということになっております。

それがゴマサバの太平洋で、1枚めくって13ページでございますけれども、ゴマサバの東シナ海系群について説明させていただきます。

ゴマサバの東シナ海群、これも13ページの真ん中左に分布域、産卵場、漁場の図がございます。左下に漁獲量の推移のグラフが載っております。

1枚めくっていただきまして14ページでございますが、右上の図で資源の状況としましては、中位で増加傾向にあるというふうに考えております。

それで、ちょっとすみません。ミスで、これ、全体の資源量のグラフはあるんですけれども、ちょっと親魚量のグラフを載せてございませぬすみません。来年からちゃんと載せるようにいたします。

状況としては、資源は近年増加傾向で中位ということでございまして、管理方策としては、14ページの下に4つのシナリオを載せていますけれども、親魚量を増大させるというシナリオが3万8,000トンで、その予防的措置が3万2,000トン、現在の親魚量を維持するというシナリオが4万9,000トンで、その予防的措置が4万2,000トンということになってあります。

サバ類については以上で、ちょっと長くなりますけれども、次にズワイガニに移らせていただきたいと思っております。ズワイガニにつきましては、これも系群が4つございまして、1つずつ説明させていただきますが、まずズワイガニの1ページはオホーツク海系群ということでございます。これは先ほども説明がございましたけれども、ロシアとのまたがり資源でございまして、なかなか日本側のデータだけで全体の資源評価をするのが非常に難しい資源でございます。

それで、2ページを見ていただきたいと思いますが、2ページの上のグラフは、最近の漁獲量と、あとCPUの推移が載っております。それで、なかなかこれは日本の数字だけで判断するのは難しいんですけども、漁業のCPUと、あと調査船の調査による分布密度の推定値から資源動向を判断すると、右上にありますように資源動向としては横ばい、水準としては低位ではないかというふうに考えております。真ん中に2つグラフが載っておりますけれども、上のほうがオッターロールのCPUで、オッターロールとかけまわしのCPUがありますけれども、最近非常に低いと。それと、その下が分布密度でございますけれども、全体の分布密度としては近年横ばい傾向にあるのかなというふうに考えております。

管理方策ですけれども、資源の動向に合わせた漁獲の継続ということで、それぞれ140トン、120トンという、下の段が予防的措置ですけれども、そういう数字を出しております。

次に5ページに行ってくださいまして、ズワイガニの太平洋北部系群でございます。

真ん中のほうに図がありますけれども、大体東北の沿岸、東北から北関東にかけての沿岸に分布する系群でございます。

めくっていただきまして6ページでございますけれども、上のグラフが漁獲量の推移でございますけれども、震災以降、非常にとれておりません。それまではそこそことれていたんですけども、震災以降、漁業をしていないにもかかわらず資源が回復しないということで、資源状態としては低位の減少傾向というふうに考えております。

真ん中の黄色いグラフは資源量と漁獲割合ですけれども、漁獲割合についても非常に低いんですが、資源量が減少にあるという状況でございます。

それで、管理方策としまして出しておりますけれども、現状の漁獲圧の維持、その予防的措置、その次が親魚量の増大、親魚量の増大の予防的措置ということで、4つのシナリオをここに挙げさせていただいております。

次に、9ページに行ってくださいまして、ズワイガニの日本海系群でございます。

真ん中のグラフで、分布域が日本海の青森から九州のほうにかけて分布しているのがわかると思います。

それで、めくっていただきまして10ページでございますけれども、一番上のグラフが漁獲量のグラフですけれども、日本海の資源はA海域とB海域というふうに分けて推定しております、A海域がかなりの部分を占めるわけですけれども、真ん中のほうに資源の状況を書いていますけれども、A海域については中位の減少、B海域については高位の減少というふうに考えております。

その下にグラフがあるわけですけれども、左のA海域については資源量は近年若干減少傾向にあるということですが、下の資源密度指数ということを見ると、水準としては中位にあるのかなというふうに考えております。右のB海域ですけれども、これも近年の5カ年ぐらいをとると減少傾向ですけれども、その下の密度指数を見ると高位にあるのではな

いかなというふうに考えております。

それで管理方策ですけれども、まず11ページの上のほうが、これはA海域の分でございます。それぞれ親魚量の増大、その予防措置、現状の漁獲圧の維持、それとそれの予防措置、最後は現状の親魚量の維持とそれの予防的措置ということで、6つのシナリオを2015年のABCとして挙げております。

11ページの下のほうがB海域の管理方策ですけれども、これについても6つのシナリオを挙げておりまして、それぞれ対応する2015年のABCが書かれております。

めくっていただきまして13ページ、これがズワイの最後の系群ですけれども、北海道の西部系群ということで、北海道の日本海側のところで分布しておる系群でございます。

14ページを見ていただきたいと思いますが、漁獲量的には非常に少なく、左上の図を見ていただければわかりますように、30トンから40トン程度の範囲で出ております。

資源としては、その下に3つグラフがありますけれども、CPU Eを見る限りにおいてはいずれも高位で増加傾向にあるのではないかとということで、資源状態としては高位増加傾向というふうに判断しております。

これについては、管理方策として、97年度以降の最大漁獲量ということで、現状の漁獲量の範囲内ですべていけば、それほど資源に問題はないだろうというふうに考えておりますので、97年度以降の最大漁獲量43トンという、これ以下であれば大丈夫ということで、これをABCというふうに設定をしております。その下は、その予防的措置として0.8を掛けた数字でございます。

資源評価の説明については以上のとおりです。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

ただいまのサンマ、マサバ及びゴマサバ、ズワイガニの資源状況に関する御説明につきまして、何か御質問等ございますでしょうか。

なお、これらの魚種のTACの設定につきましては後ほど御議論いただきますので、よろしく願いいたします。

谷地委員。

○谷地特別委員 3つほど質問させてください。

一番初めにサンマなんですけれども、先ほど資源がなくなってきたということでございますけれども、この原因は何であるか、どういうことが原因で資源が薄くなってきたと考えられますでしょうか。

○山川分科会長 では、太田資源課長、よろしく申し上げます。

○漁場資源課長 原因についてはいろいろ考えられると思います。もちろん漁獲もその原因の一つでございますし、あと海洋環境が稚魚の生き残りに適した環境だったかどうかという話もあると思いますけれども、これがはっきりこれだという話はなかなかちょっと言うのは難しいかもしれませんけれども、ただ、気になっているのは、漁獲割合が最近非常に増えてきて、特に公海上での外国漁船の漁獲量が増えているということが、やっぱりこ

の資源の動向を占う上で非常な懸念材料であるということは、これは間違いないというふうに思っています。

○谷地特別委員 私もそこを言いたいんですね。日本だけで数字で管理する、これは大事なことだと思うんだけど、根本的に公海で乱獲されて、あのサンマが三陸においてくるということを聞いていますので、根本的なところをもう少しきちんとやってもらわないと、資源がなくなったらなくなった、公海で乱獲するからなくなった、だから数字を我慢して減らさないという、こういうようにはなかなか難しいんじゃないでしょうかということをお願いしたかったものだから、今質問させていただきました。

それからもう一つは、マサバとゴマサバのところなんですけど、27年のTACは増やされているんですけども、大臣管理量は、なぜこれは減らされているんですか。

○山川分科会長 TACの設定につきましては、また後ほど議論いただこうと思っておりますので、よろしくをお願いします。

○谷地特別委員 もう一つは、去年あたりから惣寶さんたちがやっているIQの成果というんですか、そういうものをわかったら……。というのは、これから他業種にもそういうことが考えられるでしょうから、どのぐらいの効果があつたか、成果があつたかというのを聞いておきたいと思っております。

○山川分科会長 IQの件につきましては、じゃ、木島課長、よろしくお願ひいたします。

○管理課長 IQ、試験的に今やっているところでごさいます、今年6月までとりあえずまでやってみましょうということなんですけれども、やっていない船と、どういうふうな違いが出てくるのか。例えばどのような捕り方をしたのかとか、中身がどうだったのかとか、実際に個別割当を円滑に導入するために、まずいろいろな情報を得たいと思っております。その上で、実際に中身を検証した上で具体的に進めていくことがどういうメリットがあるのかということを含めて検討していきたいというふうに思っております。

○谷地特別委員 じゃ、まだこれからつくるんですか。

○管理課長 そうですね。漁獲可能量というのは、例えば資源管理法に基づくものもあれば、団体の中でしっかりと管理をするやり方も、いろいろなやり方があると思っております。そういうふうなもので、例えば1年間通してやる方がいいのかどうかとか、それぞれ内容は、その実態に合ったものにやっぱりやっていかなければいけないと思っております。ですから、まき網さん、業界の方々とは十分議論を尽くして、どういうふうな方向でやればいいのかということを検討していきたいというふうに思っております。

○山川分科会長 ほかに御質問ございますでしょうか。

高橋委員。

○高橋特別委員 大型のサンマ漁船についてなんですけど、いわゆる大型のサンマ漁船の大半は4カ月程度の操業ということで、ほかの約8カ月は休漁ないしは係船ということになります。そこで、乗組員も4カ月間で1年間の収入の大半をそこで稼ぐということになります。ただ、このような漁業の形態というのがいつまで維持できるのかということについて

に心配をしております。その中で、漁業許可証上のサンマ漁業の操業期間というものはどういうふうになっているのか、ちょっと教えていただければというように思います。

以上です。

○山川分科会長 木島課長でよろしいですか。

それじゃ、長谷増殖推進部長、よろしく申し上げます。

○増殖推進部長 許可証上は8月から12月ということになっていて、また、そこかもしれないけれども、それ以前、漁期のもう少し長い操業ができないかということで、今年、以前からですけれども、春先、あるいは初夏の時期に公海での試験操業等も一部やっているというようなことです。

○山川分科会長 ほかにございますでしょうか。

では、ないようでしたら、続きまして27年漁期のサンマのTACにつきまして、事務局から御説明をよろしく願いいたします。

○管理課長 それでは、よろしく願いいたします。

27年漁期の、まずサンマの漁獲可能量の設定、配分について御説明をいたします。資料2-3、オレンジの色が塗ったものと、あと資料2-4、青と黄色の漁獲可能量の案についての資料をお手元に御用意していただきたいと思います。

まずサンマの漁獲可能量につきましては、北太平洋全体のABCから日本の排他的経済水域内で捕る分を計算いたしまして漁獲可能量のベースとしております。ABCにつきましては、この青の真ん中の太平洋北西部というところの青のところ、また黄色のところ、括弧書きで書いております、この数字が日本のEEZ内の分でございます。昨年までは日本EEZ分の計算方法といたしましては、韓国や台湾など含めたサンマの全漁獲量のうち日本の排他的経済水域内で捕られた割合の過去5年間平均値を用いておりましたけれども、このような方法では、公海における漁獲が増大している中で、日本近海の魚群の来遊が少ない場合に、我が国EEZの割合、いわゆる日本の漁獲可能量でございませけれども、これが必要以上に少なくなってしまうというような懸念がございませ。また、本年の夏、7月にNPF Cが発足する中で、国際的にも戦略をどういうふうに考えていくのかという中で漁獲可能量を検討すべきではないかというような御指摘を前回の4月の審議会でも受けたわけでございませ。また、さらにサンマの多くが東北の被災地で水揚げされていると、このような事情についてもやはり考えるべきじゃないかというような御意見もいただいたわけでございませ。

確かに日本のサンマの漁獲は、その年々の日本近海のサンマ来遊状況に大きく左右されるわけでございませけれども、平成25年は実際15万トンを超えているという状況でございませが、その前後の年には20万トンを超えていると、非常に年によってばらつきがございませ。このようなことから、私どもといたしましては、日本近海に大きな来遊があった場合に、我が国漁船の操業機会を十分確保しておく必要があるということで、5年間の平均値のかわりに過去10カ年の実績の中で、日本のEEZの割合が最も高かったものを採用

して漁獲可能量を計算していきたいということにしたわけでございます。

具体的な数字でございますけれども、2-4をごらんいただきたいと思います。

1 ページ目にお示ししておりますとおり、ABCといたしましては黄色く塗った①の親魚量の維持ということで、39万3,000トンという数字になります。この39万3,000トンのABCの中で、過去10年間に我が国の水域内の漁獲が最大となったのが2009年の67.1%でございますので、この39万3,000トンに67.1%を掛けて26万4,000トンという数字が出てまいります。この26万4,000トンを27年度漁期のサンマの漁獲可能量にしていきたいというふうに考えているわけでございます。

また、このような考え方につきましては、中期的管理方針でございます将来に向けて安定的な供給を確保する観点からも、資源に悪影響を与えぬ影響の範囲内で漁獲可能量を決定するという考え方にも合致をしております。

また、さらに配分につきましては、資料の2-3をごらんいただきたいと思います。

大臣管理漁業分といたしましては、北太平洋サンマ漁業に26万4,000トンのうちの20万2,000トンを配分する。残りにつきましては北海道、岩手、またほかの県知事管理分も含めて数字を配分していくということになってございます。それは2 ページ目の表に示したとおりでございます。

サンマにつきましては以上でございます。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

では、ただいまの御説明につきまして、御意見、御質問等、よろしく願いいたします。加澤委員。

○加澤特別委員 前回の会議において、ABCが前年に対してかなり大幅に減らされたということから、かなり我々の今年のTAC、果たして幾らになる、どのぐらいの水準になるのかというすごい心配をしていたんですが、今日、この数字を見まして、我々、内部でもいろいろ検討、調査して考えた数字に近いものでして、その点、本当にいろいろ御検討してくださられたこと感謝申し上げます。

ただ、先ほども谷地さんのほうから意見が出ていたことなんですが、まさにそのとおりで、この前の会議でもお伝えしたんですが、実際とっている我々が一番、今どどん年々資源、来遊が低下していることの、私たちから見て一番大きな要因は、やっぱり公海上での外国船の無秩序、TACがない、もうとりたい放題の状況が起因していると思います。ですので、これからNPFC締結、それからいろいろ動いていく中で、唯一日本だけがきちんとした科学的調査を何度となく行って、そこから詳細なデータをもとに管理を行っておりますので、ぜひとも我々日本がイニシアチブをとって、ぜひとも公海の資源管理をお願いしたいと、数量管理をお願いしたいと思いますので、それだけ強く要望を上げます。よろしく願いします。

○首席漁業調整官 首席漁業調整官の田中でございます。

ただいまの加澤委員の御意見についてでございますけれども、私どものほうも常に承っ

ておるお話でございますし、真摯に受けとめております。

それで、繰り返しになりますが、このサンマの問題につきましては、先ほどもお話がありました国際条約、N P F Cの中で、日本がイニシアチブをとってきちんと議論をリードして、調査や、あるいはデータについても中心的な役割を果たしていけるようにということで、常々研究者の方々とも連携をとりつつ、あるいは漁業者の皆様方のお話を伺いながら進めてきているところでございます。特にお話がございました、7月に条約が発効いたしますと、その後に、大体8月の末から9月の中旬にかけて、改めて一連のN P F Cの関係の会合が開催されることとなりますので、サンマの公海での国際資源管理が早急に講じられるように、特に調査研究の面について日本がリードをとって、早目に科学的根拠に基づく公海での保存・管理措置が導入できるように最大限努力をしていきたいと思っております。引き続きよろしくお願ひしたいと思っております。

○山川分科会長 では、よろしくお願ひいたします。

ほかに御意見、御質問等ございますでしょうか。

濱田委員。

○濱田特別委員 今回はA B Cの算定の仕方をリニューアルして、T A Cについては今までの割合のとり方が不利だということで、ここ10年のうち最大ということで決められたということでございます。今年の漁獲に関しては、これでひとまずよかったと思うんですけども、N P F C発効後、当然隣国との意見交換、調整、いろいろあると思っておりますし、今年の漁獲がどうなるのかということもあると思っております。過去10年の最大値という決め方あくまで今年の決め方ということで、T A Cをどう決めるかというのはかなりシビアな問題になってきますので、今年のやり方をそのまま踏襲するのではなくて、N P F Cの議論の動向と今年の漁獲の動向を見ながら、来年度のことは今年の状況の議論を踏まえた上で、改めてこの場で議論するような形をとられたほうがいいかなというふうに思います。

○山川分科会長 どうもありがとうございます。

まさにおっしゃるとおりだと思いますので、当水産政策審議会としましても、その辺の国際的な状況を随時フォローして議論していければというふうに思いますので、N P F Cの議論の進展等ございましたら、その都度情報提供をしてくださいますようよろしくお願ひいたします。

ほかに御意見、御質問ありますかでしょうか。

では、サンマのT A Cにつきましては事務局案のとおり承認してよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○山川分科会長 では、サンマのT A Cにつきましては原案のとおり承認ということにさせていただきますけれども、先ほども申しましたとおり、国際的な状況等につきまして引き続き事務局から情報提供いただくということで、よろしくお願ひいたします。

では、続きまして27年漁期のマサバ及びゴマサバのT A Cについて、事務局から説明をよろしくお願ひいたします。

○管理課長 続きまして、サバ類の漁獲可能量の設定及び配分につきまして御説明いたします。

資料の2-4を1枚めくっていただきたいと思います。

27年度漁期サバ類漁獲可能量案についてでございますけれども、中期的管理方針におきましては、マサバ太平洋系群について資源の回復を図ること、またゴマサバ太平洋系群については中位水準以上に維持すること、また、さらにその他の系群につきましては、日本に加えて韓国や中国も漁獲をしていく中で資源を減少させないこと等を基本に、それぞれ管理することとしているわけでございます。

この方針に即した漁獲シナリオとABCの値を同じページの下段の4つの系群毎に記載しております。黄色く塗った部分でございますが、なお、マサバ太平洋系群及びゴマサバ太平洋系群につきましては、それぞれシナリオに即したABCとしてマサバの太平洋系群54万トン、ゴマサバの太平洋系群は24万2,000トン、特にマサバの太平洋系群につきましては資源が回復傾向にあるところですが、昨年を引き続きまして親魚量をさらに増大させる。全体の資源量はふえているんですが、親魚量をさらに増大をさせるための漁獲シナリオを採用したいというふうに考えております。

一方、マサバの対馬暖流系群、またゴマサバの東シナ海系群につきましては、他の国も漁獲をしているという状況がございますものですから、海域全体のABCの中から日本のEEZ内で漁獲する分を計算しております。具体的には、ABCに対して過去5年の我が国のEEZ内の漁獲の割合を乗じた数を日本のEEZ内の漁獲可能量としております。その値は、先ほどサンマと同じように下に括弧内に書いてございます。

サバ類の漁獲可能量は、全国を一括で設定しておりますものですから、この4つの系群を足し合わせた90万5,000トンというのが今年の提案する漁獲可能量でございます。配分につきましては資料の2-3のほうをごらんいただきたいと思います。

大臣管理漁業である大中型まき網漁業に関しては51万3,000トン、その他の県に対する配分は2ページ目の表に示したとおりでございます。

なお、先ほど谷地委員のほうから、大臣分について数字はどうなっているのかということでございますけれども、実は大臣分と知事分に関しましては3年毎に実績に応じて見直しをしております。今年がそのシェアの見直し年に当たっているものですから、漁獲実績が大臣分は若干少なかったということで、そのシェアが下がったことによりまして具体的な数字も若干下がったという状況でございます。

サバについては以上でございます。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

では、ただいまのマサバ及びゴマサバの御説明につきまして、御質問、御意見等ありましたらよろしく願いいたします。

谷地委員、先ほど御意見があったようですけれども、改めて……。

○谷地特別委員 わかりました、今の説明で。実績、消化率というのはどの辺に載ってい

るのでしょうか。資料にはあるんですか。

○管理課長 ここには資料はつけておりません。

○山川分科会長 よろしいですか。

では、鈴木委員。

○鈴木（徳）委員 今、大臣分と、それから県知事許可分のお話がありましたけれども、大臣許可分で大中型まき網に関しては、我々の北部太平洋海域というのが一番漁獲量が多いわけです。これについては、先ほどIQの話も出ておりますが、毎月各船毎のIQをやっております。それに飛び出せば、TACにかかわらず、TACの分は随分あっても北部太平洋のほうで没収することになっております。ですから、漁獲は北部太平洋のマサバの場合は抑えに抑えて、特に小さいサバとか、それからあと、価格が暴落するよということは、陸上で処理ができないようなことはとらないようにしております。ですから、そのことも考えて、そういう制限のもとにこれより低くなっておりますから、この数字に異論はありませんけれども、ただ、見直すときに単に大臣分が漁獲が少なくなったからという、今、木島さんからお話がありましたけれども、これはちょっと言葉が足りないんじゃないかなと、こういうふうに思います。そのことも考えておいてください。

それから、ついでに言いますと、先ほど谷地さんからIQの話が出ましたが、北部では毎月、このIQに向けてのどういうふうにするかとか、メリット、デメリット、いろいろなことをやって会議をしております。今月も29日に会議をやりますが、来月もあります。そして、変わり目がサバの場合は7月1日なものですから、7月1日に向けてはどういうふうにするのか。もちろん水産庁も交えて侃々諤々議論しているところでございます。

先ほどの漁獲についてちょっと感じましたもので、よろしくお願ひします。

○山川分科会長 どうもありがとうございます。

自主的な措置もとっておられるということですので、そのあたりも御勘案くださいますようよろしくお願いいたします。

○管理課長 今の鈴木委員のお話は、非常にそのとおりでございまして、大宗を占める北部まき網さんが非常に努力をされておる。こういう中で、先ほども若干触れましたように、マサバの資源、太平洋の資源は非常に増えております。特に小型魚の捕り残しが極めて大きいことから、今後、マサバの資源に関しては大きく伸びていく可能性があるかと、私どもはすごく期待しているところでございます。

こういう中で、シェアについては確かに御不満があるというのは重々承知をしております。今の段階ではシェア割ということが一応ルールになっているものですから、それで割らせていただきましたけれども、その辺については十分関係の団体、漁業者の方々ともいいやり方をやっぱり考えていく必要があるんじゃないかなというふうに思っております。

○山川分科会長 ほかに御意見、御質問ございますでしょうか。

では、特にほかに御発言なければ、マサバ及びゴマサバの27年漁期TACについては原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○山川分科会長 では、異議がないようですので、そのように決定いたします。

では、最後に27年漁期のズワイガニのTACについて、事務局から御説明よろしく願いいたします。

○管理課長 それでは、最後になりますが、ズワイガニの漁獲可能量の設定及び配分について御説明をいたします。

資料2-4の、1枚めくっていただきまして5ページ目をごらんいただきたいと思えます。

中期的管理方針におきましては、日本海系群、太平洋北部系群及び北海道西部系群につきましては、資源の維持もしくは増大を基本方針とし、安定的な漁獲量が継続できるよう管理を行うということになっているわけでございます。一方、オホーツクの系群につきましては、冒頭御審議いただきましたけれども、ロシアとのまたがり資源でございますので、来遊量の年変動にも十分配慮しながら管理をするということになっているわけでございます。

まず大宗を占める西部日本海A海域につきましては、中期的管理方針に合致をする現状の親魚量の維持ということで、漁獲可能量はABCと同量の3,500トンということにしております。また、北部日本海B海域につきましては、親魚量の確保というシナリオを採用しております。漁獲可能量はABCと同量の660トンということでございます。

それから、太平洋北部系群につきましては資源評価のときにも御説明いたしましたけれども、近年福島沖で操業を行っていないにもかかわらず、極めて資源が減っているという状況でございます。このため、親魚量の増大というシナリオを採用いたしまして、漁獲可能量は20.1トンということにしておりますが、今後の資源動向を慎重に見ていきたいと考えております。

最後に、1つ前でございますが、オホーツク海系群につきましては、もっぱらロシア海に分布する資源がまたがって染み出てくるという資源でございますので、ABCも設定しておりません。最大の来遊状況に対応できるよう、過去の漁獲実績を踏まえて漁獲可能量を設定しております。27年の当初の漁獲可能量といたしましては、平成18年に記録されました443トンという実績をベースに、前年と同じく500トンとしております。また、本系群につきましては今年と同様、状況を見ながら期中改定を行う可能性もございます。

最後に北海道西部系群でございますが、これもABCは参考程度でございますけれども、資源情報が限られておりまして定量的な評価が難しいということを踏まえまして、漁獲可能量は前年同様43トンというふうにしております。

これら資源の配分でございますけれども、資料2-3の3ページ目でございますが、日本地図がついておりますけれども、大臣管理分としては沖合底引き網漁業及びズワイガニ漁業に対しまして合計で3,031トン、海域別の配分は図のとおりでございます。また、知事管理分につきましては若干を含めまして1,401.1トンでございます。また、日本海の資

源につきましては、昨年同様A海域、B海域合わせて291トン、これは全体の7%でございますけれども、留保としております。この留保の扱いにつきましては、漁獲可能量の消化状況等を踏まえまして、また関係漁業者の合意を得た上で、来年の2月に大臣管理漁業と知事管理漁業に振り分ける予定としております。

ズワイガニは以上でございます。

○山川分科会長 ありがとうございます。

ただいまの御説明につきまして、御質問、御意見等ございましたらよろしく願いいたします。

川越委員。

○川越特別委員 すみません。ズワイガニTAC、私、3,500トンということの案でございます。昨年在3,700トン、その前が4,300トンというふうにして、ここ3年ぐらい、どんどん一途に減らされてきているという中で、実は我々、漁業者に対して指導するときに、当然TAC案が出てきて、こういうことになるよというときに、漁業者に求める奨励ではなくて、自分らがする自主管理措置というものに非常に厳しいものを求めるというような状況がございます。

そういう中で、2年ぐらい前のときに4,300から3,700トンに大きくTAC案が出てきたときに、私ら、漁業者に現場に説明するときには「もうこれきりだから、何とかみんなで考えようや」ということで、非常に厳しい自主管理規制をやりました。そういう中で、また今年も200トンというような数字が出てきて、せんだってのズワイガニの特別委員会でも、各県の代表者は非常に苦慮していると。どうまた帰って皆さんに説明をし、また今年のもう一段の自主管理規制というものを求めようかなというようなことで非常に苦労している事情がございます。ただ、数字的なことで、非常に私はまだ厳しいというふうに思っております。

そういう中で、当然このTACに出てくる前に資源評価会議というところで出てこられるはずなんです、もう少しこの中で、そのABC以外の管理方策の提言というもので出てくるわけですが、もっとそこで具体的に漁業者側に期待する管理方策というものをもう少し出してほしいというのが、やはりこういうふうに毎年毎年、これきりだから、これきりだからということで漁業者に自主管理規制を求めて、非常にもうここまでやっているかというぐらいな資源管理の方策をとっているという実情を知っていただきたい。

それから、議論の中に、非常にこのズワイガニのところ、特にA海域が多く占めるわけですが、ここにはもう切っても切れない日韓の暫定水域という問題が、これはもう外せない問題がございます。一番の優良漁場である隠岐北方というところの資源回復ということについては、もうここは避けても避けられない状況があるということは、十分枝元管理部長はよくわかっておられると思いますが、非常にここから出てくる日韓の資源管理のロードマップというようなことをやるということになってはいるが、見えてこない。非常にそこを漁業者側としては、日本のEEZを守るというのが今の現状です、正直なところ。本

当に情けないというか、そういうことで、いろいろなことは、もうできるだけの資源の管理措置というのは本当に細かくやっているというのが実情で、また今年、このように200トン減らすと、またどうしてこれを理解を求めようかなというのが非常に苦慮している。確かになかなか回遊魚と違って資源が一気に増えるというようなものではございません。しかし、この資源評価会議の中でも前からも言っているように、トロール調査の定点調査というのがございます。なかなかここは変えられないものがあると思います。確かに制度については、少しは私としては疑義を申したいところがございますが、なかなか変えられないところがあると思うんですが、もう少しここの資源量の調査のところには何かしら工夫をしていただきたいと要望しておきます。

それから、ちょっとこれに関連することで、非常にどうしても我々地方の中でズワイガニというのは最重要魚種なんですよね。最近では、この資源管理のことが漁業者でなくても、関連の買い受け業者にも十分意識が広まっております。そういう中で自分らの商売をするときに困惑をしていると。今年はどうなんだとか、始期終期の前にはどうなるんだとかというのは、地域の産業にも一気に影響がある問題でございます。

そういうことからして、我々、当然漁業者は自分らのことですから、自ら努力していることはもちろんですが、十分もう少し評価会議の中でもすり合わせとか、いろいろなことがやられると思うんですが、この先、漁業者サイドに何を期待するのかということをもう少し出していただければ、我々指導する側としても十分業者の理解を得る一つのネタにはなるのではないかなと。非常に現場は苦慮しておりますということを申し上げて、今年の200トンの減というのは非常に悩ましいことで、承服しづらいというのが思いですので、そこらも、よく浜の実情もわかっていただければありがたいと思います。

○山川分科会長 では、太田漁場資源課長、よろしく願いいたします。

○漁場資源課長 川越委員からの御質問、幾つかございました。

まず、TAC以外の方策について、それについて提言をもらいたいということで、それについては我々も全く同じ問題意識を持っておりまして、このズワイガニに限らず、ABC以外にも、例えば体長規制だとか漁期規制だとか、産卵親魚の保護だとか、いろいろとやり方はあると思うんですけれども、そういうことをやったときにどのような効果があるかということも含めて、来年以降、そういうのをもう拡充してやっていかなければいけないという意識は持っておりますので、その点お伝えしておきます。

それと、精度の向上、トロール調査の話でございましたけれども、これは去年から今年にかけて調査の精度向上、それがなければ漁業者の納得も得られないということがいろいろところで議論されてきておりますので、これは予算との兼ね合いもございまして、なかなか簡単にはいきませんが、どういうふうにして精度向上ができるかということは一生涯懸命考えていきたいというふうに思っております。

それで、最後漁業者にどういうことを期待されるかというのは、多分1番目のTAC以外の方策と関連する議論だと思いますので、今でもブロック会議とかをやって漁業者の方

といろいろとコミュニケーションを図っておりますけれども、研究者の方々のほうにも、そういう意識をより強く持って漁業者とコミュニケーションを図ってやっていただくようお願いしたいというふうに思っております。

○川越特別委員 少しちょっと、もう一段あったんですけれども、お願いします。

○山川分科会長 では、川越委員。

○川越特別委員 すみません。そういう中で評価ということで、非常に国は水産庁を踏まえて、この保護育成礁の造成ということで、最近はフロンティア事業ということで21カ所の造成をさせていただいております。以前には県単でのズワイガニの増殖等々で、現在でも約30からの保護育成礁があると思うんです。そういう中から、また先々のことも、いろいろなことも構想もあるようですが、そこらの部分の評価というのが全く見えてこない。最近やっとそういう育成礁の中の解明というんですか、そういうことが少しずつはされておりますが、我々現場のほうとしては、そういうふうなことをTACで管理されて追いやられてきつつある中、資源評価の部分はそこの部分でどうなのということも、ある程度情報的な開示ができる説明をしてほしい。ここらを何とか急いでしていただかないと、非常に現場の中で理解を求めるのがしづらいということもありますので、何かいい措置を考えていただければありがたいと思いますので、よろしくお願いします。

○山川分科会長 では、育成礁の効果の評価も含めまして、情報提供のほうをよろしくお願いいたします。

ほかに御意見、御質問等ございますでしょうか。

では、ほかに特に御意見ございませんでしたら、ズワイガニの27年漁期TACにつきましては原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○山川分科会長 では、異議がないようですので、そのように決定いたします。

これで諮問第253号に関しましては全て御議論いただいたところですが、特段の追加の御意見等はございますでしょうか。

木島課長。

○管理課長 今回御提案いたしました漁獲可能量につきましては、4月17日に東京におきまして公開の意見交換会を開催いたしました。御出席の方々からは、ズワイガニの太平洋北部系群の資源が減少した原因ですとか、また、サンマに関しましては資源評価の方法、漁獲可能量の考え方、国際機関を通じたサンマの資源管理についての御意見、御質問をいただいたところでございます。ただ、漁獲可能量の数量そのものについては大きな特段の異論はございませんでした。

また、本件につきましては、ホームページを通じましてパブリックコメントも行っております。具体的な魚種、または漁獲可能量についてのコメントはございませんでしたけれども、資源管理を一層充実させるべきではないかとか、あとは未利用魚種について利用をすべきではないかという意見を1件いただいたところでございます。

以上でございます。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

では、特段の御意見、委員の方からもしございませんでしたら、本件は原案どおり承認ということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○山川分科会長 では、本件は原案どおり承認ということで、諮問第253号につきまして、確認のために答申書を読み上げさせていただきます。

答 申 書

27水審第4号
平成27年5月26日

農林水産大臣 林 芳正 殿

水産政策審議会

会 長 山下 東子

平成27年5月26日に開催された水産政策審議会第71回資源管理分科会における審議の結果、諮問のあった下記事項については、諮問のとおり実施することが適当であると認める。

記

諮問第253号 海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第3号第7項の規定に基づく基本計画の検討等について

それでは、この答申書を枝元資源管理部長にお渡しいたします。

(分科会長から資源管理部長へ答申書手交)

○山川分科会長 では、続きまして報告事項に入ります。

事務局より報告を希望する事項がございます。

「第1種特定海洋生物資源の採捕数量について」、事務局から御報告よろしくお願ひいたします。

○資源管理推進室長 資源管理推進室長の加藤でございます。

資料3をごらんください。報告事項であります第1種特定海洋生物資源の採捕数量、すなわちTAC魚種の漁獲実績につきましてでございます。

1ページ目でございますけれども、魚種毎に設定されました漁獲可能量と採捕数量につ

きまして、平成27年3月31日までに採捕された数量を記載しております。オレンジでマークしておりますスケトウダラとスルメイカにつきましては26年漁期の終了に伴う採捕数量速報値でございます。サンマ、マサバ及びゴマサバ並びにズワイガニにつきましては、それぞれの魚種の26年漁期の開始時から本年3月31日までの採捕数量、またマアジ及びマイワシにつきましては、27年漁期の開始時から本年3月31日までの採捕数量となっております。

すみません。スルメイカにつきましては、26年漁期から暦年の漁期でございましたものを4月から翌年3月漁期ということで変更しております関係で、括弧内については、前年分については空欄となっております。

また2ページ目でございますけれども、その内訳といたしまして大臣管理分及び都道府県知事管理分の実績、3ページ目には各都道府県の漁獲実績を載せております。

以上でございます。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

ただいまの御説明につきまして、御質問等ありましたらよろしく願いいたします。

よろしいでしょうか。

では、特になければ、その他に移りたいと思います。その他、何かございますでしょうか。

ないようですので、次回会合の日程について事務局から御案内をよろしく願いいたします。

○管理課長 次回の資源管理分科会でございますけれども、短期間に3回と非常にタイトなスケジュールでございますが、7月7日火曜日、午後1時30分から開催をお願いしたいというふうに考えております。委員の皆様方には既に事務局のほうから日程調整の案内をさせていただいておりますけれども、どうぞよろしく願いいたします。

なお、開催場所を含めまして、詳細につきましては後日御案内をさせていただきます。

また、何か緊急な必要が生じて、それ以前に開催をするという場合には、できるだけ早く御連絡をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○山川分科会長 次回は7月7日火曜日ということだそうです。よろしく願いいたします。

以上で、本日予定しておりました議事については、これで全て終了いたしました。

これもちまして、本日の資源管理分科会を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。